

## 神戸大学法学部「レポート作成の手引き」(2026年度版)

### 1. 剽窃について

剽窃とは、他人の見解や他所に示されている情報を自己の見解であるかのごとく装って示すことである。

たとえば、レポートを作成する際に、インターネット上で関連するウェブサイトを見つけ、その記述をコピー&ペーストしたとしよう。その場合、レポートのどの部分がコピー&ペーストして引用したものであるのかがカギ括弧等で区別されることによって明示され、かつ、どのサイトから引用したものであるのかが脚注等に適切に明記されていれば、問題はない。しかし、引用した部分と自分で作成した部分とを区別しなかったり、どこから引用したのかという情報を明記しなかったりなどして、あたかも自分がその部分を作成したかのように書けば、それは剽窃である（なお、「語尾を変えたからよい」といった言い訳は通用しない。）。上記の例は、引用元がウェブサイトで、引用対象が文字情報であると想定したが、引用元が本（教科書を含む。）や学術論文、雑誌、新聞等であっても、また、引用対象が図表や画像、抽象的な情報等であっても、自著部分と引用部分との区別をしなかったり、適切な出典表記をせず書き写したりすれば、やはり剽窃である。他者の著作物を自分で要約した場合（間接引用）も、適切な出典表記がなければ、剽窃となる（丸写しでなければよいというわけではない。）。出典表記の仕方は、下記「4. 文献の引用方法」を参照するとよい。

剽窃が発見された場合、不正行為として、当該学期に履修登録した科目の成績が全て不可となるといった処分の対象となる。しかし、何よりもまず、それが知的生産の場である大学に所属する者として特に恥ずべき行為であるということを銘記すべきである。

### 2. 代筆について

代筆とは、他人が作成した成果物を自己の成果物であるかのごとく装って課題提出等することである。

たとえば、ある授業で提出することが求められるレポートについて、受講者である A が、友人である B に頼み込んで、代わりにレポートを作成させ、A の作成したレポートとして提出したとしよう。この場合、B 自身がまったく剽窃その他の不正行為をせず、内容としては申し分のないレポートを作成したとしても、A が A 自身のレポートとして提出したのであれば、これは代筆であって、剽窃と同様、不正行為として処分の対象となる。B が当該授業を一緒に受講しているか、あるいは、そもそも神戸大学の学生であるか、といった事情は無関係である。

また、上記例において、B もまた当該授業を履修しており、B が B 自身のために作成したレポートを、A が丸写しして提出する場合には、A の行為は剽窃に当たり、不正行為として処分の対象となる。B が丸写しさせるために自身のレポートを A に提供する場合、B もまた不正行為として処分の対象となりうる。

なお、近年は生成 AI の利用が広がっている。生成 AI の利用については、神戸大学ウェブサイト「ChatGPTをはじめとする生成 AI の利用に関して」（<https://www.kobe-u.ac.jp/ja/announcement/20240321-63519/>）および各授業担当教員の指示に従うこと。

### 3. レポートの形式

授業担当教員からの別段の指示がない限り、コンピューターを使って、以下の体裁・レイアウトで作成するとよい。読み手の立場に立って、体裁・レイアウトを考えること。

- (1) A4版・縦長・横書きとする。余白は、標準的な広さでよい。
- (2) 文字の大きさ（フォント・サイズ）は、本文を10.5程度とする。
- (3) 文体は、常体（いわゆる「である」調）で統一する。
- (4) 表紙は、特に教員の指示がない限り、不要である。
- (5) レポートの冒頭部分（表紙ありとの指示がある場合には、表紙）に、以下の情報を記載する。

・担当教員名 ・講義名（「初年次セミナー」など） ・提出日 ・所属学部  
・学籍番号 ・氏名 ・タイトル

- (6) 複数ページに及ぶ場合には、ページ番号を付ける。
- (7) 提出方法は、期限を厳守し、担当教員の指示に従うこと。

電子的に提出する場合（メール添付やLMS経由での提出の場合）は、拡張子（「.docx」や「.pdf」など）にも注意する。メール件名や本文にも、用件を特定できる情報を記載するべきである。

紙媒体で提出する場合は、両面印刷（長辺とじ）して、左上1箇所をステープラー（いわゆるホッチキス）で留める。

### 4. 文献・資料の探索方法

以下のウェブサイトを必ず見ておくこと。

- ・神戸大学附属図書館「資料の探し方」（ホーム>利用案内>資料の利用>資料の探し方）  
<https://lib.kobe-u.ac.jp/userguides/materials/browsing/>

### 5. 文献の引用方法

学術的文章は、「どこまでが他人の見解ないし既知の情報で、どこからが自分の意見であるか」が読み手に理解しやすいように書かれる必要がある。そのための手段として引用（要約や言い換えての引用＝間接引用も含む。）は必要不可欠ともいえるが、自分の議論を展開するために必要な範囲の引用にとどめ、関係のない部分まで不必要に引用しないようにしなければならない。

引用方法（典拠の示し方、citation style）には、いくつかの方法がある。教員の指示があれば、それに従えばよい。指示がない場合は、適切な方法を適宜選べばよい。以下、法政治学分野でよく用いられる引用方法の例として、3つ挙げておく。

1. 法律編集者懇話会作成「法律文献等の出典の表示方法」  
<https://houkyouikushien.wixsite.com/bunken>
2. 日本比較政治学会『比較政治研究』執筆要項  
<https://www.jacpnet.org/publication/journal/>
3. 日本社会学会編集委員会『社会学評論スタイルガイド』  
<https://jss-sociology.org/bulletin/guide/>